

令和7年度練馬区食品衛生監視指導計画（素案）に寄せられた
区民等からの意見の概要および区の考え方について

1 意見の受付状況

(1) 区民意見反映制度に基づく意見の募集

ア 意見募集期間

令和6年12月11日～令和7年1月15日まで

イ 周知方法

(ア) ねりま区報（令和6年12月11日号）への掲載

(イ) 区ホームページへの掲載

(ウ) 区民情報ひろば、区民事務所（練馬を除く）、図書館（南大泉図書館分室を除く）、生活衛生課（練馬区役所東庁舎6階および石神井分室）、保健相談所での閲覧

(エ) 区立小中学校の児童・生徒用タブレットパソコンの「ブックマーク」から閲覧、児童館での閲覧

(2) 練馬区食品衛生推進員会議での意見交換

令和7年1月8日に開催

2 意見件数

(1) 区民意見反映制度に基づく意見件数

4件（4名）うち子どもからの意見は4件（4名）

(2) 食品衛生推進員会議での意見件数

3件（2名）

3 意見に対する対応状況 （）内の数値は子どもからの意見数

項 目	件 数
◎ 意見の趣旨を踏まえ計画に反映するもの	0（0）
○ 素案に趣旨を掲載しているもの	3（0）
□ 素案に記載はないが他の施策・事業等で既に実施しているもの	0（0）
△ 事業実施等の際に検討するもの	0（0）
※ 趣旨を反映できないもの	0（0）
－ その他、上記以外のもの	4（4）
合 計	7（4）

4 区民からの意見（要旨）と区の考え方

No.	意見の要旨	区の考え方	対応 区分
4 主な監視指導事業			
(2) イ (イ) 食肉の生食、加熱不足による食中毒対策（3 ページ）			
1	【生肉を提供する施設への監視】 生肉を提供している施設の監視を行っているのか。	食品衛生法で基準が定められている生食用食肉については、生食用食肉の取扱い報告施設を毎年監視しています。 食品衛生法による基準がない鶏たたき等については、それらを取り扱う可能性がある焼肉屋、居酒屋などを中心に監視し、提供が確認された施設については、食肉は中心部まで十分加熱するよう指導を行っています。	○
8 区民・事業者との情報交換・意見交換等（リスクコミュニケーション）			
(1) 区民への情報提供等（7 ページ）			
2	【区民等への普及啓発】 毎年 11 月に行っている消費生活展には参加しないのか。	会場が改修工事のため、令和 7 年度の消費生活展は令和 8 年 2 月に開催され、それに参加する予定です。その旨を計画素案の 9 ページに記載しています。	○
3	【区民等への情報提供】 積極的に調べなくても、食中毒は危険なものだという情報が入ってくると、みんな食中毒に気をつけるようになるのではないのか。	広報チラシ「ねりま食品衛生だより」やホームページ、SNS 等の媒体を用いて、食中毒予防についての周知を行っています。また、食中毒予防のパネル展示や、要望に応じて食品衛生出前講習会も実施しています。引き続き効果的な周知を行っていきます。	○

5 区民からの意見（まとめ）と区の考え方（子どもからの意見）

No.	意見のまとめ	区の考え方	対応 区分
その他			
給食について			
1	給食にパンを増やしてほしい。	ご意見を関係部署へ参考送付いたしました。	—
2	味つけ牛乳を出してほしい。 わかめご飯と冷凍みかんを1週間に1回出してほしい。		
3	コーヒーストック牛乳を増やしてほしい。		
4	給食で乳酸菌飲料を出してほしい。		